



# 青森県報

号外第五十五号

平成十五年五月二十三日 (金曜日)

目 次

---

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) …… 一

# 条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年五月二十三日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

青森県条例第五十号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九十八条中「六百九十二円」を「七百九十三円」に改める。

附則第九条の二第一項中「平成十一年五月一日」を「平成十五年七月一日」に、「八百六十八円」を「九百六十九円」に改め、同条第二項中「平成十一年五月一日」を「平成十五年七月一日」に、「四百十三円」を「四百六十一円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十五年七月一日から施行する。
- 2 平成十五年七月一日（以下「施行日」という。）前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に青森県県税条例第九十六条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等（同条例第九十九条第一項第一号及び第二号に規定

する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等(改正後の青森県税条例(以下「改正後の条例」という。)(第九十六条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。))又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第三百三十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 千本につき百一円

二 改正後の条例附則第九条の二第二項に規定する紙巻たばこ 千本につき四十八円

4 前項に規定する者は、地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号。以下「平成十五年改正法」という。)(附則第七条第二項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成十五年総務省令第六十六号。以下「平成十五年改正省令」という。)(附則第四条第一項に規定する様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を施行日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。))及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算出した前項の規定によるたばこ税額

三 その他参考となるべき事項

5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十六年一月五日までに、当該申告書に記載した同項第一号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納

付しなければならない。

6 附則第三項の規定によりたばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、改正後の条例の規定中たばこ税に関する部分（改正後の条例第九十九条及び第一百条の二の規定を除く。）を適用する。

第九十七条第二項	前項	青森県税条例の一部を改正する条例（平成十五年五月青森県条例第五十号。以下この節において「平成十五年改正条例」という。）附則第三項
第一百条の三第一項	前条の規定によつて申告書 法第七十四条の二十四項	平成十五年改正条例附則第四項の規定によつて申告書 地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。以下この節において「平成十五年改正法」という。）附則第七条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十四項
第一百条の三第二項	前条の規定によつて申告納付する 前条 法第七十四条の二十第一項から第三項	平成十五年改正条例附則第四項及び第五項の規定によつて申告納付する 平成十五年改正条例附則第四項 平成十五年改正法附則第七条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十第一項から第三項
第一百一条第一項	地方税法施行規則第八条の五第一項 法第七十四条の二十四項	地方税法施行規則及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第六十六号）附則第四条第一項 平成十五年改正法附則第七条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十四項

第百一条第二項	法第七十四条の二十二第二項	平成十五年改正法附則第七条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十一第二項
第百一条の二	第百条の二第一項若しくは第三項 法第七十四条の二十二第一項又は第二項	平成十五年改正条例附則第五項 平成十五年改正法附則第七条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十一第一項又は第二項
第百一条の三	法第七十四条の二十三第四項又は法第七十四条の二十四第四項	平成十五年改正法附則第七条第六項の規定により適用される法第七十四条の二十三第四項又は法第七十四条の二十四第四項

7 平成十五年改正法附則第七条第七項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、改正後の条例第百条の二の規定により知事に提出すべき申告書に、平成十五年改正省令附則第四条第三項に規定するところにより、平成十五年改正法附則第七条第七項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭